

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,210,220	181,533	24,305	63,185,181	64,419,706	181,533
社	債	4,284,706	642,706	2,043	10,021,006	14,307,755	642,706
預貯金	銀 行 預 金	19,079,420	2,861,913	286,466	1,003,163	20,369,049	2,861,913
	銀行以外の金融機関の預金	13,578,353	2,036,753	346,707	5,443,802	19,368,862	2,036,753
	勤 務 先 預 金	2,147,926	322,189	3,242	－	2,151,168	322,189
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		77,040	11,556	2,742	1,517	81,299	11,556
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		116,940	17,541	234	2,129	119,303	17,541
小 計		40,494,605	6,074,191	665,739	79,656,798	120,817,142	6,074,191
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		1,529,520	229,428	－	36,925	1,566,445	229,428
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		36,870	5,634	20,073	－	56,943	5,634
割 引 債 の 償 還 差 益		－	－	－	－	－	－
計		42,060,995	6,309,253	685,812	79,693,723	122,440,530	6,309,253

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 79,062,132	千円 15,756,684	千円 11,807,816	千円 18,363,134	千円 1,301,264	千円 109,233,082	千円 17,057,948
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	411,892	1,460,227	94,962	1,872,119	94,962
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	16,240,852	1,119,679	16,240,852	1,119,679
計	79,062,132	15,756,684	12,219,708	36,064,213	2,515,905	127,346,053	18,272,589

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	8,494,278	588,503

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税
徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	662,564,421	24,115,205	4,052,533,982	124,746,391	4,715,098,403	148,861,596
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	1,209,103	30,834	28,609,684	533,890	29,818,787	564,724
	計	663,773,524	24,146,039	4,081,143,666	125,280,281	4,744,917,190	149,426,320
退 職 所 得		60,953,707	846,985	83,586,447	2,798,528	144,540,154	3,645,513
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	67,552	-	67,552

調査対象等： 給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 6,098,525	千円 870,456
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	26,415,352	3,507,855
	診療報酬	23,639	2,096
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	21,033,568	1,351,527
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,774,039	217,323
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	4,993,213	253,762
	契約金・賞金	665,961	27,744
	小 計	61,004,297	6,230,763
法第203条の2該当（公的年金等）		8,536,811	173,919
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		49,737,453	319,125
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		68,444	2,526
計		119,347,005	6,726,333
災害減税法により徴収猶予したもの		-	328

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	3,017	378
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 （公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	2,292,255	129,036
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	847,677	145,558
退 職 手 当 等	53,240	10,143
人 的 役 務 の 報 酬	2,395	459
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	1,377,619	129,276
著作権の使用料又はその譲渡による対価	187,488	22,460
貸 付 金 の 利 子	56,686	6,915
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	84,605	16,921
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	281,870	28,187
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	90,645	13,894
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	5,277,497	503,227

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。